

建設工事請負契約書の条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、第20条第1項に規定する通知及び同条第4項に規定する申出について、発注者が当該施工内容が軽易であると認める場合は、受注者は、口頭により行うことができる。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- (関連工事の調整)
- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- (工程表)
- 第3条 受注者は、この契約締結後すみやかに設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が当該施工内容が軽易でありその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第5条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (監督員)
- 第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- (支給材料及び貸与品)
- 第7条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、

設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
- (条件変更等)
- 第8条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設

- 計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までの
いずれかに該当し設計図書を訂正
する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当
し設計図書を変更する場合で工事
目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当
し設計図書を変更する場合で工事
目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者
とが協議して
発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合
において、発注者は、必要があると認められるときは工期若し
しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは
必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書の変更)
- 第9条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更
内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。
この場合において、発注者は、必要があると認められるときは
工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼし
たときは必要な費用を負担しなければならない。
- (工事の中止)
- 第10条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、
洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他
の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつ
て受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等
に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者
が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の
中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施
工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるとき
は、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部
の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた
場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代
金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持
し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用そ
の他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若し
しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな
ければならない。
- (著しく短い工期の禁止)
- 第11条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工
事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保さ
れるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難である
と見込まれる日数等を考慮しなければならない。
- (受注者の請求による工期の延長)
- 第12条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工
事の調整への協力その他受注者の責に帰することができない事
由により工期内に工事を完成することができないときは、その
理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求す
ることができる。
- (工期の変更方法)
- 第13条 工期の変更については、発注者と受注者とは協議して
定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わな
い場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴
いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工
期変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、発注者が工
期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知
しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通
知することができる。
- (請負代金額の変更方法等)
- 第14条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協
議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が
整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴
いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額

- の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知し
ない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知
することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場
合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額
については、発注者と受注者とは協議して定める。
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第15条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から
12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準
の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相
手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、
変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分
に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変
動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出
した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との
差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につ
き、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつ
た日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とは協議
して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整
わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額
の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、
第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に
基づく請負代金額変更の基準をした日」とするものとする。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内にお
ける価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと
きは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代
金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期するこのできない特別な事情により、工期内に日本国内
において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、
請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者
は前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求するこ
とができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発
注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から
14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、
受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者
の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただ
し、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は
請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場
合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するこ
とができる。
- (臨機の措置)
- 第16条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるとき
は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、
必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意
見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情が
あるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を
監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認
めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求する
ことができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった
場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代
金額の範囲内において負担することが適当でない認められ
る部分については、発注者が負担する。
- (一般的損害)
- 第17条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料に
ついて生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条
第1項若しくは第2項又は第19条第1項に規定する損害を除く。）
については、受注者がその費用を負担する。ただし、その
損害（第35条第1項の規定により付された保険等によりて

ん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第35条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第19条 工事目的物の引渡し前に天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責にも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第35条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて監督員による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれに当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「当該損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項

を適用する。

(検査及び引渡し)

第20条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査できる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第21条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第23条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条第3項、第25条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより

受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合行為に対する措置)

第24条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額の10分の2に相当する額を談合違約金として発注者に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当したとき、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額に加え、請負代金額の10分の1に相当する額を談合違約金として支払わなければならない。

- (1) 前項各号に規定する判決において、受注者が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
- (2) 前項各号に該当する内容で「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」により、資格(指名)停止を受け、資格(指名)停止措置期間満了後10ヵ年を経過していないとき。
- (3) 発注者の職員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の罪に係る確定判決において、受注者が発注者の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。

3 第1項に規定する場合においては、発注者は、この契約を解除することができる。

4 前3項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎてでも工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第22条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が次の一に該当するものとして警察等関係行政機関からの通報又は警察等関係行政機関に対する情報の確認により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 受注者又はその役員等(法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及びその者の支配人をいう。)が、下表に掲げる事項の一に該当するとき。

イ 受注者が、下表に掲げる事項の一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。))及び再受託者(再受託者以降の全ての受託者を含む。))並びに受注者、下請負人又は再受託者が契約等の履行に際して締結する全ての契約の相手方をいう。以下この号において同じ。)としていたとき。

また、受注者が下表に掲げる事項の一に該当する者を下請負人等としていた場合に、発注者が、受注者に対し、又は受注者を通じて下請負人等に対し、当該下請人等との契約の解除を求め、受注者がこの求めに応じなかったとき。

ウ 受注者が、資材販売等業者(契約等の履行に際して使用する資材その他の物件を販売し、又は賃貸する者をいう。以下この号において同じ。)又は廃棄物処理等業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137

号) 第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処理業者をいう。以下この号において同じ。) が下表に掲げる事項の一に該当する者であることを知りながら、当該資材販売等業者から資材その他の物件を購入し、若しくは賃貸し、又は当該廃棄物処理等業者が有する施設若しくは当該廃棄物処理等業者を使用したとき。

また、受注者又は下請負人等が下表に掲げる事項の一に該当する資材販売等業者又は廃棄物処理等業者(以下「資材業者等」という。)と契約を締結している場合に、発注者が、受注者に対し、又は受注者を通じて資材業者等に対し、当該資材業者等との契約の解除を求め、受注者がこの求めに応じなかったとき。

エ 受注者又は下請負人等が、この契約の履行に際し、暴力団等(暴力団、暴力団関係者(暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。))又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)による不当介入を受けたにもかかわらず、受注者が警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

- 1 暴力団等と認められるとき。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。
- 3 暴力団等に対する資金等の供給、資材等の購入、便宜の供与など積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする(特定の場所で偶然出会った場合等を除く。)など、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき。
- 5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待される(特定の場所で偶然出会った場合等を除く。)など、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第28条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第29条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経

過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第31条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第3項前段及び前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第24条第3項、第25条、第26条又は次条第3項の規定によるときは、発注者が定め、第23条、第28条又は第29条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第32条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第25条又は第26条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号の一に該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第25条又は第26条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において

て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、工期限が到来した日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（以下「債権管理法施行令で定める率」という。）で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第 33 条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第 28 条又は第 29 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 21 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 34 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 20 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 35 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 36 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ、当該請負代金額支払日における債権管理法施行令で定める率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき債権管理法施行令で定める率で計算した額の延滞金を徴収する。

（暴力団等の不当介入に対する措置）

第 37 条 受注者は、契約の履行にあたり、暴力団等による不当介入を受けたときは、所轄の警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 受注者は、前項の規定による通報を行ったときは、その旨を直ちに発注者に報告しなければならない。

（補則）

第 38 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。